

- 1 開設者が医師（個人）・歯科医師（個人）以外の者（即ち法人など）が開設した診療所において下の事項に変更が生じた場合は、変更後10日以内に保健所長宛に開設届出事項等変更届を2部提出してください。そのうち1部を控えとして交付しますので、大切に保管してください。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| ① 開設者の住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称） | ⑥ 管理者 |
| ② 診療所の名称 | ⑦ 管理者の住所・氏名 |
| ③ 診療所の診療科目 | ⑧ 従事医師（歯科医師） |
| ④ 診療所の診療日・診療時間 | ⑨ 従事医師（歯科医師）の氏名 |
| ⑤ 診療所の所在地（住居表示の変更や区画整理による地番変更等に限る。） | ⑩ 薬剤師 |
| | ⑪ 薬剤師の氏名 |
| | ⑫ 定款・寄附行為又は条例 |

2 添付書類（A4サイズ）

- ① 開設者の住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称）変更または⑫定款・寄附行為又は条例変更の場合、変更後の定款（寄附行為）の写し又は履歴事項全部証明書。
- ⑥ 管理者の交代の場合は、新たに管理者となる医師の履歴書、免許証の写し、（平成16年度以降の医師免許取得者及び平成18年度以降の歯科医師免許取得者は）臨床研修修了登録証の写し。
※免許証及び臨床研修修了登録証は原本照合が必要
- ⑦ 管理者の氏名変更、⑨従事医師（歯科医師）の氏名変更、⑩薬剤師の氏名変更の場合は、その氏名変更が確認できる書面（新姓の免許証の写し等）を添付すること。※管理医師の住所変更について添付書類なし。
- ⑧従事医師（歯科医師）、⑩薬剤師の変更で増員の場合は、新たに採用する医師等の免許証の写しを添付すること。

3 注意事項

- (1) 変更前・変更後の欄へは、変更前・変更後の全体状況が確認できるように記載するとともに、記載しきれない場合は別紙を添付してください。
- (2) 開設者が医療法人の場合で、①主たる事務所の所在地・名称、③診療所の名称を変更する場合は、兵庫県知事宛て「定款変更認可申請書」等の手続きが必要です。
- (3) 兵庫県医療機能情報システムに掲載している情報が変更になる場合は、医療機能情報の変更も行ってください。

診療所開設届出事項等変更届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

開設者住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

開設者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

電話

—

—

(担当:)

次のとおり開設届出事項等を変更したので、医療法施行令第4条第1項及び同施行令第4条の2第2項の規定に基づき届け出ます。

1	診療所の名称		
2	診療所の所在地	TEL - - FAX - -	
3 変更届出事項	※ 該当する変更事項を○で囲んでください。 ① 開設者の住所・氏名(主たる事務所の所在地・名称) ② 診療所の名称 ③ 診療所の診療科目 ④ 診療所の診療日・診療時間 ⑤ 診療所の所在地(住居表示の変更や区画整理による地番変更等に限る。) ⑥ 管理者※新たな管理者の住所も届け出ること ⑦ 管理者の住所・氏名 ⑧ 従事医師(歯科医師) ⑨ 従事医師(歯科医師)の氏名 ⑩ 薬剤師 ⑪ 薬剤師の氏名 ⑫ 定款・寄附行為又は条例	変更年月日	令和 年 月 日
		変更の理由	
		変更前	
		変更後	
		変更年月日	令和 年 月 日
		変更の理由	
		変更前	
		変更後	
		変更年月日	令和 年 月 日
		変更の理由	
		変更前	
		変更後	